

## 令和8年度第1回江別市建築審査会会議録

日 時 : 令和8年5月26日(火) 10:00~10:30  
場 所 : 江別市旧町村農場 多目的室A  
出席委員 : 小林敏道委員、佐々木博明委員、堀田里佳委員、山田裕治委員  
事務局 : 建設部 惣万部長、木谷次長  
建築指導課 岸本課長、後藤主幹、須田係長、渋谷技師  
傍聴者 : なし

### 【会議概要】

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 部長挨拶
4. 委員紹介
5. 会長・会長代理の選出  
委員の互選により佐々木委員を会長として、小林委員を会長代理として選出
6. 会長就任挨拶
7. 報告事項  
(1) 建築許可等の状況について  
後藤主幹 令和6年度及び令和7年度江別市内において、建築審査会の同意が必要な建築基準法に基づく許可・指定はございませんでした。  
また、北海道の状況につきましては、昨年度の全道建築審査会長会議において令和6年度の建築審査会関連許可件数の報告があり、北海道内では合計38件の許可だったとのことでした。

### 【質疑等】

佐々木会長 近隣の市では、市街化調整区域での動物園や野球場の問題が報道されている。江別市においてはあまりないかもしれないが、認識していないところで問題として出てくることもある。建築審査会での審査に関わらないことかもしれないが、何か問題になることはあるか。

岸本課長 報道されている市街化調整区域の動物園や野球場は、都市計画法での許可が必要となる。市街化区域の場合は、建築基準法により用途地域等で用途上建築可能か不可能かを判断することになる。

- 堀田委員 ファイターズ二軍の誘致について報道されている。仮に江別市に決まったときは建築審査会が関連することはあるか。
- 岸本課長 どのような計画なのか把握していないので仮定の話となるが、例えば、市街化区域内で用途地域上建築できない場所だった場合は、都市計画法において用途地域の変更を行うか、または用途地域を変更しないのであれば、建築基準法 48 条の用途地域の許可が必要になる場合がある。法 48 条許可は、建築基準法上建築が認められていない建築物の用途を特別に認めることになるため、建築審査会に同意をいただいて許可する流れとなる。
- 堀田委員 野球グラウンドを何面か整備したい場合は、市街化調整区域に野球場を整備し、用具置場やダッグアウト等の附属施設を建てる可能性もあると思う。
- 岸本課長 建築基準法で言えば、野球場の観覧席も建築物という扱いになるので、ダッグアウト等は附属施設というより、野球場として一体化された建築物に含まれることもあるかと思う。
- 堀田委員 別の部署が所管かもしれないが、野球グラウンドだけであっても開発行為は関連する話かと思うが。
- 岸本課長 開発行為に関しては都市計画法での許可となり、建築物は建築基準法に適合させる必要がある。
- 佐々木会長 江別市の新庁舎の場所は用途地域を変更しており、規模が大きいと色々なところに波及してくる。他に何かあるか。
- 山田委員 令和 4 年度に指定した旧岡田倉庫の現状を確認したい。
- 後藤主幹 令和 4 年度に建築審査会で同意をいただき指定後、令和 5 年 6 月より復元工事が着工。令和 6 年 7 月に旧岡田倉庫等保存・活用事業者として、江別市内の建築会社を選定され、令和 7 年 1 月に旧岡田倉庫の移転工事は竣工している。その後外構工事を行い、現在は隣の旧岡田住宅の改築工事を始めようとしているところである。また、令和 8 年度中に旧岡田倉庫がプレオープン、旧岡田住宅の竣工後、令和 9 年度に旧岡田倉庫と旧岡田住宅あわせて正式オープンとなる予定である。

## 8. その他

次回の開催は未定。

## 9. 閉会